

ドイツ連邦政府、特許法等改正法を公布

2021年8月17日

JETRO テュッセルト[®] ルフ事務所

ドイツ連邦政府は、2021年8月17日、特許法等改正に係る特許法の簡素化・現代化のための法律を、大統領による署名（認証）を経て、連邦法律公報にて公布した。

この法律の概要は、以下のとおりである。

1. 民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期

特許法第82条(3)に、無効訴訟の被告（特許権者）が訴状送達から2月以内（1月延長可）に反論を述べる旨を規定（2021年8月18日施行）。また、特許法第83条(1)（特許無効の手續において連邦特許裁判所が、（当該特許権の有効性等の）その決定にとって特別に重要である局面等に関して、当事者に速やかに通知する旨の規定）に、当該通知が当該無効訴訟の被告への訴状送達から6月以内に侵害訴訟の裁判所にもなされるべきである旨等を追加（2022年5月1日施行）。

2. 差止による救済規定の明確化（2021年8月18日施行）

特許法第139条(1)（特許権侵害に対する差止請求権の規定）に、個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される旨、また、そのような場合には被侵害者は相当の金銭的補償を受けなければならない、また、このことが同条(2)の損害賠償請求権には影響を及ぼさない旨を追加。

3. 営業秘密保護法の規定の特許訴訟への導入（2021年8月18日施行）

特許法第145a条を追加。特許訴訟において、営業秘密保護法第16条から第20条（裁判手續における営業秘密の取り扱いに関する規定）を準用する旨、また、原告及び被告によって訴訟に持ち込まれる全ての情報は、営業秘密保護法第16条(1)の意味における係争対象の情報とみなされる旨規定。

4. PCT 国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の変更（2022年5月1日施行）

国際特許条約に関する法律の第III条第4項に規定されるPCT 国際特許出願のドイツ国内段階への移行期間について、これまで出願日（優先日）から30月以内であったところ（欧州特許条約の規定に合わせ、）31月以内に変更。

— 公布されたドイツ特許法の簡素化・現代化のための法律は、以下参照（ドイツ語） —

Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts

- ー ドイツ特許法改正等に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
- [ドイツ連邦参議院、特許法等改正案を承認（2021年6月29日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、特許法等改正案を可決（2021年6月14日）（PDF）](#)
- [ドイツ特許商標庁（DPMA）関連の動向（2020年の年次統計、並びに、業務範囲拡大及び特許費用改定に関する法律案（草案）（2021年3月15日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦政府、特許法等改正案を閣議決定（2020年10月29日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦司法・消費者保護省、特許法等改正に関する草案を公表（2020年9月16日）（PDF）](#)

(以上)